



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公法とグローバリゼーション
Author(s)	ジュアンジャン, オリヴィエ; 岡田, 信弘//訳
Citation	新世代法政策学研究, 12, 1-16
Issue Date	2011-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47286
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP012_001.pdf



公法とグローバリゼーション

オリヴィエ・ジュアンジャン (Olivier JOUANJAN)

岡田 信弘 (訳)

グローバリゼーション (mondialisation) とは、世界の静止した状態のことではなく、動いている状態のことを指しています。それは、一般に言われているように、まったく新しい現象というわけではありません。つまり、昔からあったことなのです。中世のヨーロッパ世界では、広範な往来の自由が知られていました。教会と大学は、「グローバル化」されていました。ただ、当時は、ヨーロッパが世界そのものでした。また、帝国は、普遍的な主張をしていました。更に、15世紀末の地理上の大発見は、世界を拡張しました。エリートたちの往来は、啓蒙のヨーロッパを作り上げました。ヨーロッパで、諸国家が大きく閉じられるようになったのは、19世紀のことです。そしてそれは、大いなる植民地政策へと突き進む、生まれつつあったナショナリズムの影響の下においてでした。したがって、グローバリゼーションは、それ自体まったく新しい現象というわけではないのです。グローバリゼーションは、むしろ、移動や往来の一般化、増加、そして、おそらくは何よりも加速化として特徴づけられるように思われます。グローバリゼーションは、世界の静止したある状態というものではありません。なぜなら、それは、静態的なものではなく、動態的なものだからです。

グローバリゼーションは、あらゆる種類の往来や移動の一般化であり、増加であり、そして加速化です。それは、一種の流体力学的現象です。なぜなら、グローバリゼーションは、ある種の普遍化した世界の流体化を意味するからです。2009年には、世界の輸出は2000年の水準を30%、そして1990年のそれを150%上回っています。流通しうるのは、すべて益々流通するようになっています。しかも、それは益々迅速に行われています。

経済学者は、一般に、この普遍化している流通を、商品、資本そしてサービスに限定しています。しかし、人もまた益々往来するようになっていきます。しかも、それは益々速いスピードです。そして、人の発するメッセージ、コミュニケーション、文化も同様です。インターネットが登場して以来、時として、これらすべてが「リアルタイム」に移動するのに、1回の「クリック」で足りる場合があります。なお、この「リアルタイム」という表現は、フランス語的には奇妙なものです。時間の現実性があたかも短時間性であるかのように用いられているからです。

このような世界の揺らぎの中には、私たちが最近認識するようになった様々な危険が存在しています。それらの中から主要なものを二つ挙げることにします。一つは、これまで安全であると思われた地域にまでテロが広がっていることです（9・11事件）。そしてもう一つは、目が回るほどの流通の速さに帰因する経済過程の過熱です。金融危機は、おそらく一時的にコントロールされていますが、経済や社会を不安定にするこの速さに由来する特殊な危険性を示すものです。

ところで、法は、安定性に関わっています。法律、そして命令もそうですが、これらは、伝統的に、事態を持続的に規律し、社会生活に関わる共通で永続的な諸制度を生み出すことを目的としてきました。

私は、まず本報告の前半で、特にフランスとヨーロッパの法システムにおいて進行中のいくつかのプロセスを明らかにすることを試みます。次に、これらのプロセスが、公法の現状に対してどのような影響を及ぼしているのかについて明確にしようと思います。

1. グローバリゼーションと法システムの変化

グローバリゼーションはあらゆるジャンルにおける迅速かつ一般化された革新の促進及び展開として現れますが（このことは、世界の金融市場へ押し寄せ、最近の危機をもたらした金融改革の波を思い起こせば容易に分かることです）、このグローバリゼーションの最初の結果の一つは、おそらく立法の加速化だと思います。こうした現象は、1950年代に既に、カール・シュミット（Carl Schmitt）によって法の「動力化（motorisation）」と呼ばれていたものです。そして明らかに、この「動力化」は、グローバ

リゼーションの加速化されたリズムに従って拡大しています。「一般的、抽象的、恒久的」なものとしてきた法律は、益々個別的で具体的なものとなり、しかも可決されるや否や改正が問題にされる状態にあります。一般的で恒久的な伝統的法律と対比して、ドイツで1950年代以降「措置法（*Massnahmengesetz*）」と呼ばれてきたものが、現在では、立法の通常のある方となっています。このような現象は、特に、法律の中に導入される定まった期日での見直し条項に見ることができます。例えば、生命倫理に関する諸法律は、5年ごとに見直されることになっています。このことは、まさしくグローバリゼーションの一つの結果です。なぜなら、この見直しの必要性は何よりも生命医学の研究に関する国際競争に帰因するものですし、立法上の支障は競争の不均衡の原因となり、国内法が否定している解決策（例えば代理母）を他国に探し求めさせる（*shopping juridique*）誘因にもなっているからです。

このことから、立法の、より一般的には規範の著しい細分化が生まれることとなります。更にフランスでは、特に以下のことが顕著に見られます。1990年代以降、もはや「法の基幹部門」ごとにではなく（もちろん旧来の諸法典は存続しています）、活動領域ごとに法典化を行う非常に大きな努力によって、こうした問題状況に対峙しようとしてきました。そこでは、制限された事項や限定され移ろいやすい規範領域をできる限り整序することが問題となります。これらの法典は、たとえば多様な適応能力を有する非常に一般的ないくつかの原則に基づいていたとしても、法のありようを持続的に固定することには向いていません。しかし、それら法典を構成する諸規範のより整序され、より自覚化された見直しを可能にするには大いに適しています。それらの法典は、立法や命令の変更のより重要な合理化を可能にするはずです。そしてそれらは、本質的に変化に開かれた法典です。

こうした規範の細分化の明らかな帰結の一つが、増大しかつ益々分かっていくなっている法的知識（*savoirs juridiques*）の専門化です。なお、分野ごとの法典の増加は、規範の細分化の一つの現われといってよいでしょう。規範が限定された領域で増加し、変化すればするほど、法的知識は、常により狭く、しかしより密度の濃い諸領域を制御するために専門化することを余儀なくされます。また、規範の細分化は、法律家に過度の専門化

（hyperspécialisation）を強いることになる規範の濃密化をもたらします。

更に、この過度の専門化については、単に規範領域における専門化として理解するだけでは不十分です。同様に、専門化された法律家には、彼・彼女が扱う活動諸領域、その領域における技術、知識、経済、そして場合によっては社会学に関する学識が必要とされます。電気通信部門を理解するために不可欠な技術的諸要素を習得することなしに、どうしてその分野の法を作り上げることができるのでしょうか。このような要請は、過度の専門化を強め、強固なものにするようになります。おそらく、こうした要求は、随分以前から存在していたように思います。それは、ニクラス・ルーマン（Niklas Luhmann）が指摘しているところですが、19世紀末以降の法律家の役割の変化と結び付いています。つまり、法律家は、もはや「法律の司祭（prêtre de la loi）」ではなく、益々「社会的技術者（ingénieur social）」となっているのです。グローバリゼーションの加速化とそれが生み出した不安定さはこのような特徴を著しく強化しているように、私には思われます。

こうした現象は、二つの深刻な変容をもたらしています。

一方で、法学教育が問題となります。すべての大学教育と同じように、法学教育は、職業教育化（professionnalisation）の非常に強い社会的政治的要請の下にあります。ところで、職業教育化は、その是非はともかく、法的知識の技術化と同一視されます。このことから、いわゆる「基礎教育」の明らかな衰退が生まれます。例えば、ローマ法は使われず、それゆえ無用なものと考えられるようになっていきます。ローマ法は、フランスにおける法律家養成の教育モデルからほとんど消え去ってしまいました。法哲学、法理論、あるいは法学方法論についての教育は、法律家の養成システムにおいて極めて周辺的な地位、しばしば選択的な地位しか占めていません。もっと驚くべきことは、そしてそれは学際的な知識に益々開かれるべき法学のあり方にとってということですが、法学部の中で、隣接諸科目（政治経済学、社会学および政治学、組織科学）に対して、技術的な法学教育を優先させるために相対的な価値しか認められていないということです。したがって、今日における様々な傾向の中の一つとして、法学部と高等教育を行う「専門大学校（grandes écoles）」（パリ政治学院、商業大学校）との間でなされている競争が挙げられることは、ほとんど驚くにあたりません。

専門大学校では、法律家養成のまったく異なった方法が提供されています。いくらかの基礎的な法学教育を伴ってはいますが、諸社会科学、経済学、マネジメント学の分野における徹底した教育が入門教育（学士課程）を構成し、後半の2年間の専門化された法学教育（修士課程）の準備段階となっています。このようなあり方が、伝統的な法曹（裁判官、弁護士）の資格試験に学生が合格することを妨げていないことは確かです。私には、専門大学校のほうの方が以下のことを適切に理解しているように思われます。つまり、それは、益々変わりやすく流動的な法システムにおいては、急速に使われなくなる危険性のある専門化された技術を学んだ、閉鎖的な法律家よりも、開放的で、適応能力があり、自分自身で学ぶことのできるエスプリを涵養したほうがよいということです。ドイツの法律家であるユリウス・フォン・キルヒマン（Julius von Kirchmann）が19世紀の半ばに既に述べていたことですが、法の技術にとどまるすべての知識とそれに付随した文献がまさに絶版とされるためには、法律を変えるだけで十分なのです。更に、この技術的な専門化によって消失するものとして、「法システム」の意義と観念そのもの、法秩序全体の見通し、そして法の基本的で構成的な諸概念の習得があります。細分化された法は、細分化された法的知識を生み出すとともに、法や法学の統一性を破壊する傾向があります。

法律家の知識の技術化に伴うもう一つの変化は、次のようなことであるように私には思われます。それは、専門化された活動領域における科学や技術のありようについていかに情報を与えられたとしても、法律家は、おそらく、これらの領域においてはいつも素人であり続けるということです。法律家には、法律家でない専門家（expert）の助けが必要です。科学や技術の加速化されたグローバルな流通を背景に考えると、専門化された法律家といえども、彼・彼女が関与することを求められる過度に複雑でしかも過度に変化しやすい状況を分析することについては、専門家のレベルには決してなりえないのです。このことから、専門家の地位の強化という現象が生まれます。専門家は、法律家と同時に政治家をも犠牲にして、一つの地位を占めるようになります。このような現象は、法的知識のあり方だけでなく（法的知識は益々専門家の意見に依存し、伝統的に法が守ってきた諸価値を犠牲にして益々技術競争に服することになります）、公的な諸制度の組織や内部運営のありようをも根底から変えるに至ります。法は、

行政の内部でさえ益々自己の規範を強制することが少なくなり、代わって、専門家が益々彼らのルールを押しつけるようになっていきます。市民社会と公的諸制度における法律家の役割は、もはや技術的な計画やプログラムが含まれる法の諸価値を明らかにすることではなく、科学的技術的論理が十分に展開されることを可能にする、いわゆる「合理的適応」を見いだすことにあります。価値論的理性や価値による支配が、道具的理性や目的による管理に益々その地位を譲るようになってきています。ところで、このような現象は、単に科学や技術の著しい発展の結果であるだけでなく、まさにグローバリゼーションの加速化がもたらした世界的規模での浸透性（perméabilité）の一般化の結果でもあります。技術や科学は益々普遍的なものとなっていますが、価値は必ずしもそうではありません。技術や科学は本質的に競争的なものですが、価値は違います。技術発展や科学研究に自己の価値を対立させる国は（ドイツにおいて人間の尊厳原則が果たしている役割とその原則から導かれる生命医学的研究に対する制限を考えるとよいでしょう）、科学、技術および研究の世界市場における競争上の不利な立場に苦しむことになります。価値的なものは交換価値を持たないので、グローバル化された競争は、価値体系としての法システムを問題視するようになります。民主主義的な国家では、攻撃的な演説とそれが生み出す世論の結集とが、技術的「進歩」を相当程度遅らせることができます（特に、遺伝子組み換え生物のことを思い浮かべると分かるでしょう）。しかし、それらの演説は、他の国々、特に非民主主義的な国家におけるこれらの技術の発展に対抗することはできません。また、これらの国々との競争や国内市場への製品の浸透を避けることもできません。「国家不在の法」（それはまた民主主義不在をも意味します）、すなわち国際法や超国家法（ヨーロッパ連合の法や世界貿易機構（WTO）の法がそれに当たります）が、（価値で動く）世論を正気（道具的な理性ではありますが）に立ち返らせることに努めています。同様に、このことに関連して、テロリストの脅威のグローバリゼーションが民主主義的価値にのしかかっている明らかな重荷についても言及する必要がありますでしょう。しかし、この問題は説明するまでもないことのように、私には思われます。

最後の点について、もう少しお話しします。民主主義とその諸価値が普遍的なものでない以上、グローバリゼーションが国内の民主主義的な制度

を深く傷つけることがあります。そのことから、結論として、民主主義を深化させるとともに、その諸価値を改善することの必要性が導かれます。参加民主主義（*démocratie participative*）の言説は、こうした傾向と関わっています。2000年に公表された「ガバナンスに関するヨーロッパ委員会白書」の中に参加民主主義の言説を見ることができますし、またそれは、ヨーロッパ憲法を制定する条約草案にも影響を与えました。この草案は、それまでヨーロッパを機能させてきた代表民主主義と参加民主主義の原理を並列させることを要求していました。私は既に他のところでこの問題の分析を行いましたので、ここでは、その結論を再現するにとどめたいと思います。「参加民主主義」とみせかけて、ヨーロッパの決定システムにおいて強化することが望まれたのは、実際にはロビーの権力でした。決定システムの中心に位置づけられたのは、単なる市民ではありませんでした。市民の意見は、誰も読んだり聞いたりすることのないウェブサイト上や討論のフォーラム上では消え失せてしまいます。基本権憲章やヨーロッパ憲法草案についての議論の時がそうでした。これに対して、「代表者」とみなされたロビーは、ヨーロッパにおける決定過程においてその影響力を強めました（でも、誰の、そして何の代表者なのでしょう）。これまで、民主主義は、すべての市民が、当該問題に利害関係があるか否かにかかわらず、直接的な形であるいは間接的な方法で決定に参加することを意味してきました。これに対して、いわゆる参加民主主義の論理は、「利害関係者」の関与を含んでいます。そこでは、利害関係者は、決定において特別な重要性を持たなければなりません。重要な問題なのですが、私はここでは当該事項に利害関係がある人を決めるのは誰かという問題を脇に置いています。ルソーとカントの思想の影響を受けたフランス的な共和主義の伝統の下では、（一般的で公的性質を有する）法律は、市民（もしくは、私は代表委任の理論を考えていますが、彼らの代表者）の努力の結果でなければなりません。そしてそのことが市民の判断を普遍化し、ひいてはそれに基づいて、個別利害を超越した価値を生み出すことになるのです。おそらくそこでは、理想的な規制の仕組みが問題とされているだけかもしれませんが、しかし、その仕組みは、必ずしも保障されていなかったとしても、強力な制度的効果を持っていました。代表制のメカニズムに対抗し、それを修正するはずのものとして考案され提示された参加民主主義を通

して、価値の論理に対抗するのは、実際には、ロビーの権力を介した利害の論理です。もちろん、こうした傾向は、もっと古くからあるものです。つまり、この傾向は、政治システムのマス化とそれの大衆政党制による馴化と結び付いています。しかし、政党は、普通選挙によって自らの正統性を確保しなければなりません。ロビー、特に専門化されたロビーの場合、事情は異なります。専門化されたロビーは、常に実用的で、しかも時として乗っ取り屋的な性質をも帯びる利害の論理を（既に弱体化している）価値の論理に置き換えるのに一役買っています。もちろん、ここには、伝統的な共和主義的民主主義的理想に対する、アングロサクソンのリベラル・モデルの優越が見られます。更に、専門化されたロビーの活動は、専門家の正統性を強化することにもなります。

2. 公法の諸変容

私は、先にその深い理由について指摘することを試みた「専門家の支配」が、フランス国家の制度的構造の中での現れ方を検討することから始めたと思います。立法作業の過程だけでなく、伝統的な行政の内部においても、多様な現れ方が存在しています。しかし、最も明白でかつ最も重要な現れ方の一つは「独立行政機関（*autorités indépendantes*）」の展開の中に見ることができる、と私は考えています。

a) 独立行政機関は、エージェンシーというアメリカ的なシステムをフランスに移し換えたものです。それが、元々は1970年代に、公的自由の行使条件に対する独立した監視を確保するために設けられたものであることは、注目にあたいます。フランス版オンブズマンである「メディアトゥール（*Médiateur*）」、更には行政資料アクセス委員会（CADA）や情報処理・自由全国委員会（CNIL）がその例です。また、数回の変更の後、視聴覚情報通信高等評議会（CSA）になった、視聴覚情報最高機関の創設もそれに当たります。

また、1980年代の終わりから1990年代にかけて、経済的規制に関わる独立機関（公正取引委員会や証券取引委員会）が発達しました。2000年代には、これら独立機関の増加と旧機関の改革とが見られました。証券取引委

員会は2003年に金融市場庁に代わりまし、公正取引委員会も公正取引庁になりました。しかし同様に、2000年以降、すべてを挙げることはしませんが、たくさんの機関ができています。それらは次の諸事項に関わるものです。すなわち、金融及び保険の安全性の監督、保険及び共済組合の監督、電気通信及び郵便の規制、エネルギーの規制、鉄道事業の規制、通信による宝籤の規制などです。1980年代から1990年代の当初のあり方と比較した場合の2000年代の諸改革の一つは、経済的な規制を行う機関に法人格を付与したということでした。それによって、機関の運営に関する自律性が強化されました。したがって、それ以降、法人格を付与されておらず、そのため独立性が認められているにもかかわらず、国家機構の内部にとどまっている独立行政機関と、法人格を与えられたそれとが区別されることとなります。

法人化されたものであれそうでないものであれ、これら機関の独立性は、それらの指導機関についていえば、まずは民間会社出身の重要人物によって構成されていることによるといわれています。しかし実際には、彼らはほとんどが規制や統制の対象となっている部門の専門家たちです。したがって、それら機関では、専門家の意見が政治のそれに優位することになります。これらの機関は、何よりも行政権から独立しているのです。そこでは、政治的判断に対して、技術的な判断を自律させることが問題となります。ただし、議会のコントロールを損得勘定に完全に委ねてしまうことはできません。したがって、これらの機関を創設する規定は、議会統制の一定の方式を定めています。独立行政機関がこれほど発達しているのに、議会統制の原則が憲法上何も定められていないということは、これら機関の存在さえ規定されていないことほどではないにしても、注目すべきことです。憲法を見ると、あたかも政府が依然として行政権のすべてを一手に掌握しているかのようです。健全な民主主義理論の観点からすると、そこには明らかに問題が存在しています。

ヨーロッパの通貨となることが予告されていたユーロの創設に備えて、1993年にフランスで独立的なものとなった別な制度についても、同じ指摘が当てはまるように思われます。ヨーロッパ連合に関する条約がヨーロッパ中央銀行（BCE）の独立性を保障していたのとまったく同じように、フランス銀行は政治権力からの独立性を認められていました。したがって、

ヨーロッパ中央銀行とヨーロッパ各国の中央銀行とによって形成されるヨーロッパの中央銀行システムは、独立性を有する諸中央銀行の連合体です。マーストリヒト条約について判断することを求められたドイツの憲法裁判所が民主主義原理に対して非常に手厚い保障を認め、そしてそれはリスボン条約に関する判決によっても確認されたところですが、それが表面的なものにとどまっていたことに注意しなければなりません。民主主義原理の至る所への浸透はヨーロッパ中央銀行の門のところでまさしく止まっているからです。憲法裁判所は、ヨーロッパ中央銀行の独立性の原則が民主主義原理に合致しているかどうかを審査することさえしませんでした（通貨政策は技術的な問題でしかないのでしょうか！）。裁判所は、ドイツ中央銀行の伝統的な独立性がそのことを証明しており、また通貨政策を政治権力、すなわち民主主義的に正統な権力の掌中から外すことは正当であるように思われることを確認するにとどめています。

ここでは、技術的道具的合理性が民主主義的諸価値の論理を上回っていることは明らかです。

b) 道具的理性が公的な制度システムの至る所に浸透していることは、より一般的にいえることです。こうした浸透の最も顕著な現れは、もちろん、2001年に「予算決算法律に関する組織法律（LOLF）」によって導入された予算決算法律についての改革です。この組織法律は、予算の提示の仕方を完全に変えました。つまり、これ以後、「ミッション（missions）」、「プログラム（programmes）」、そしてプログラムの中での「アクション（actions）」が枠組みとなりました。これは、目標別の管理、すなわち「新公共経営（NPM）」論に基づいた管理方法の適用です。

このような変化を批判することは困難です。なぜなら、こうした提示の仕方には、予算・会計の解読可能性や予算執行の統制の面で明らかに長所を有しているからです。そこでは、象徴的な改革が問題とされるにとどまっています。そうした改革の背後で、ミクロの次元と同様にマクロの次元においても、公的管理に関わる技術全体が変更されているのです。ピエール・ルジャンドル（Pierre Legendre）が「マネージメントの支配」と呼んだものが公的活動部門と公的制度の全体に広がっている、という現象についての緻密な研究がいまだに欠けています。

しかしながら、このような論理がしっかりとした伝統を有する分野においてどのように機能しているのか、またそれが当該分野の価値をいかに動揺させているのかについては理解することができます。私が少々事情を知っているその分野とは、大学です。大学もグローバリゼーションから逃れられないことは明らかです。それが、中国のある大学の研究者たちによってまったく私的に決められた指標によって作成された「上海ランキング（le classement de Shanghai）」によるものであったとしてもです。このランキングは、国または地方の大学政策に直ちに影響を与えました。かつてのストラスブール第3大学が、その基本的な学科は法学、政治学、ジャーナリズム学及び経営学でしたが、先のランキングにおいて上位に位置づけられるチャンスはまったくといっていいほどありません。そのランキングの重要な指標が、ノーベル賞やフィールズ賞の数だからです。そこでは、ある一つの価値を代表する学問的榮譽しか問題とされていないのです！ 書誌統計学に基づく別な指標（規模の大きさによって分類され、査読委員会を有する国際的な雑誌における引用の数）も、法学は国ごとに大きく異なる学問分野である以上、法学者にはいかなるチャンスも与えません。上海ランキングの無視されている結果の一つは、三つのストラスブール大学が再統合したことでした。つまり、科学系の大学は、ランキングの中で下位に位置づけられることを避け、尊敬に値する地位を占めるために、自己を強化することを欲したのです。

こうしたエピソードに加えて、2007年に採択された大学改革及びその施行令は、フランスにおける高等教育のありようを大きく修正しました。そしてそれは、すべてのレベルでマネージメントの論理を導入し、大学の学長の権限を著しく強化することによってです。挑発的な言い方になるかもしれませんが、私は、このような改革はフランスの高等教育の民主化の広範な動きというよりは、1933年のドイツの大学における総統制の原理（*Führerprinzip*）の導入を思い起こさせるものだということを言いたいのです。ただし、以上に述べたことは、当然必要な変更を加えなければなりませんし、また現に学長職を務めている人たちを対象としたものでもありません。彼らのほとんどは、大学のエトスを依然として持ち続けています。更に、ドイツについていえば、突撃隊（SS）で経験した論理である、目標ごとの管理という原則を発展させることによって、最も影響力のある民間

のマネージメント機関で出世したのが突撃隊の元の隊員でした。これ以上詳細に立ち入ることはできません。しかし、以下のことだけは述べておきたいと思います。改革の論理は、学生と教授の流動性の増加に伴って強められた、大学システムの国際競争の展開に直面することによって生まれた不安に帰因するものですが、施設としての大学間だけでなく、教授たちの間においても至る所で競争原理を一般化することになりました。そしてそれは、彼らの同職者意識を破壊したのです。このような競争の調整は、評価によってなされなければなりません。しかし、こうした評価は、(書誌統計学的手法の移し換えのように) 専ら量的な技術に基づいてなされています。学問分野間の非常に大きな文化的差異は考慮されていませんし、質的な側面は完全に無視され、評価の対象とはされていません。書誌統計学は、更に、「出版するか、それとも消え去るか」という伝統を新たな定言的命令に変えました。それは、「英語で出版するか、それとも消え去るか」です。コンセイユ・デタと憲法院の最近の判決は、大学教授の独立という憲法上の原則がマネージメント的諸原理の発展に対抗する何らの保障も提供しないことを十分に示しています。評価の論理に伴い、コントロールが増え、研究は「うける」もの、短い時間で騒がれるものへと向かいがちになります。しかし、たいいていの場合、ノーベル賞を獲得するのはこうした態様のものではありません。それは当然のことです。ところが、補助金を支給される研究の選考は益々曖昧な指標に基づいて行われ、「数の政治」が決定を左右しています。大きな変化の対象となっていること、それが、既に管理の要請の前に屈服し始めている伝統的な「学問の自由」であることは明らかです。また、大学教授の姿が目立たなくなっています。それは、彼らが、科学分野の大小のマネージャーの命令権の下で仕事をする新しいタイプの教育・研究の実施主体に席を譲っているからです。

同じタイプの現象は公的制度のほとんどの分野で見受けられるようになっていて、と私は考えています。大学は、何世紀にもわたる価値によって支配されてきた伝統的な団体であるので、象徴的な何かを意味するように思われます。そしてそうであるがゆえに、古いシステムが非常に早く崩れ去ることに気づくのです。価値や伝統は、道具的・マネージメント的論理の目を見張るような増加に直面して、逃げ場がまったくない状態にあります。

c) 往来の一般化としてのグローバリゼーションは、国家及び法秩序の開放から生まれます。したがって、グローバリゼーションが有するもう一つの明らかな特徴として、国際的な諸規範に対するフランスの法秩序の開放ということを指摘することができます。この開放は、フランスをいわゆる「一元主義」の国家にする開放条項を1946年憲法の中に導入した、第2次大戦直後にその起源を持つのですが、1970年代から1980年代にかけて飛躍的な発展を遂げることになりました。そしてその際決定的な転機となったのは、コンセイユ・デタが1989年10月に出したニコロ (Nicolo) 判決でした。この判決によって、コンセイユ・デタは、第5共和制憲法55条に記載されている法律に対する国際法の優位性の原則が、国際法に関連して、通常裁判所の裁判官による法律の統制規範となることを認めました。ただし、当該国際法が直接執行されるものであることが条件です。行政裁判所は、1975年以来司法裁判所によって主張されていた立場を採用したのです。

このいわゆる法律の条約適合性審査はその後著しく発展し、2000年代初めには判例における通常のメカニズムとなりました。このテクニックは、もちろんヨーロッパ連合法の実効性を強化することを可能にしました。そして、憲法院とコンセイユ・デタの最近の判例の展開を見ると、一方で、一般国際法とは異なる固有の法秩序として、ヨーロッパ連合法の独自性がより明瞭に承認されていることが分かりますし、また、様々な加盟国の法の間の調整を行う主な道具である指令 (directive) の完全な効力を保障してもいます。指令は、ヨーロッパ連合の規範と、その優位性が常に再確認されている (象徴的な意味ではありますが) 憲法との間の衝突の危険性を大いに限定的なものにしています。

ヨーロッパ連合法は、地域的なものではありませんが、グローバリゼーションの論理の中に組み込まれています。なぜなら、ヨーロッパ連合法が構築した、統合された経済空間は、ヨーロッパ連合の競争原理と競争政策とによって支えられた自由な流通原則にまさしく基礎を置いているからです。なお、自由な流通については「四つの自由」を考えることができます。人、商品、サービス及び資本の自由な流通です。更に、ヨーロッパ連合は、世界貿易機構と加盟国とを仲介する役割を果たしています。というのは、加盟国は連合を通じて WTO のメンバーとなっていますし、また WTO 内部での交渉は原則として連合によってリードされているからです。ヨーロ

ッパ連合の裁判所判例が、WTO 内部で協議された法が直接的な効力を持つことの承認を常に拒んできたとはいえ、それでもやはり、WTO の諸協定は国際的な次元でヨーロッパ連合に対して強制力を有していましたし、またヨーロッパ連合も協定上の諸原則をその固有の法として移し換え、更にその法は加盟国の法の中に組み込まれてもいます。

こうした二重の影響によって、伝統的な公法分野全体が激変していることは明らかです。公役務法の分野と公契約法の分野です。公的な行為主体は競争的な市場では他の行為主体と同じく一行為主体となってしまうので、国の独占は解体することになりました。競争条件が平等である以上経済活動の行為主体が公的地位を有するか否かは関係がないという、ヨーロッパ連合によって掲げられた中立性の原則にもかかわらず、管理の容易さという実際上の理由からなされた、国の重要な公役務の競争への開放は、公的な行為主体をほぼ機械的に株式会社へと変えました。それまで、公的な行為主体は公法人（公施設）の地位を有していたのですが、2003年以降、ヨーロッパ委員会は、公施設の公的地位をそれ自体連合法と両立しない競争上の特典となるとみなし始めていました。他方では、今まで、地方の商工業の公役務は競争に関する共同体法の適用を比較的免れていたとはいえ、特に地方介入の主な道具の一つである、地方公私資本混合会社に対して投げかけられた疑問や批判を通じて、事態は変わり始めているように思われます。グローバル化された流通と競争の規範化が、諸々の手続きが国際競争に開放されなければならないことによって、公契約法、とりわけ市場へのアクセス条件に対して著しい影響を及ぼしたという事実について、長々とお話しする必要はもはやないと思います。

d) 往来の一般化としてのグローバリゼーションは、益々画一的な世界の中で展開することが必要とされます。国内市場を国際競争に開放することの規範化は、世界の画一化、つまりグローバリゼーションのプロセスを支配する道具的合理性の名の下になされる、国家の法的空間の平準化という極めて重要な作業の最も顕著な現れとなっています。そしてその際、加盟国に対して統制機関の役割を果たすヨーロッパ連合が、ヨーロッパ大陸とフランスでその本質的なアクターとなっています。しかし、人々を不安にさせ、逆に閉鎖や統制という反応を引き起こす往来が存在しています。

外国人法がこのもう一つの論理と関わっていることは明らかです。そこでは絶えず改革が議論され、その結果法典化が試みられてきたことは驚くにあたりません。私が先に述べたことに従えば、法典が改革の容易さの手段となっているのです（外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（CESEDA））。専門家というわけではない法分野について、ここで詳細に立ち入ることはしません。私は、事態を雄弁に物語る数字を指摘するにとどめたいと思います。10年ほど前のストラスブールでは、外国人についての裁判は行政裁判所によって扱われる事件数の約5%でした。この比率は、現在では33%に変化しています。大都市圏や国境に近い地方に位置する他の行政裁判所を見ると、この比率は50%にまで達しています。この数字だけ見ても、外国人に関する立法及びその適用が今日有しているインパクトを測定することは可能です。

結 論

グローバリゼーションは、自由な往来の一般化を可能にするための世界の開放プロセスです。このことは、それが往来に対する障害となる限り、国家の法システム内に差異の調整、画一化、平準化の諸結果をもたらします。本報告で詳細についてお話しし、また関連する諸現象のすべてについて検討することはできません。一人の人間の法的能力だけでは不十分ですし、この問題を本当にまじめに論ずるためには、数年にわたる共同研究のプロジェクトが必要となるでしょう。私にとっては、まず法や法学を構成してきた諸原理に対するグローバリゼーションの一般的な影響を考察し、次にフランスで観察可能な明白な変化の幾つかをチェックすることが問題でした。更に、このフランスに関する小規模なバランスシートは一般化可能である、と私は考えています。いずれにしても、それは、ヨーロッパ連合がグローバリゼーションの主な仲介役となっているヨーロッパ地域に関わっています。

しかし、私は、また、単に暗示的にはありますが、グローバリゼーションが閉鎖や統制の結果をもたらしうることも指摘しようとしてしました。外国人法は、その最も顕著な現れです。グローバル経済だけでなく、現実のものであれ想像のものであれ、グローバルな脅威も存在しています。世界

の開放や新たな流動性は、実は基本的には経済に関わる活動、道具、そして行為主体に関連していることにほかならないのです。商業的経済的に見て価値のない人や「役に立たない」人は、「実業」家、あるいは70歳代の旅行者、つまり「無害」と推定される人と比べると、開放の恩恵にあまり浴することはありません。そしてこうしたことは、フランスにおける移民政策の変更にも見ることができます。このことは、ヨーロッパの他の国にも同じく関わっています。すなわち、「選抜的移民」原則に従って勤労する移民には開放するが、「役に立たない」（家族の）移民にはより一層国を閉鎖するというものです。

したがって、これからも考察され、そうすることが深められなければならないこと、それは、マネージメントの増大する支配が明らかな印である道具的、功利的論理のために、伝統的に法がその担い手であった価値が著しく相対化しているという一般的な現象である、と私は思っています。これから値打ちのある唯一の価値は、交換可能な価値でしょう。他方、善や美といった量化できない価値は、急速に軽んじられるようになっています。法システムは、こうしたことに無関心であってはならないのです。

〔付 記〕

本稿は、オリヴィエ・ジュアンジャン教授（ストラスブール大学・フライブルク大学）が、2010年11月1日に北海道大学 GCOE 研究会（北大立法過程研究会・公法研究会共催）で行った報告原稿を翻訳したものである。なお、教授が報告で使用している《mondialisation》の訳については、日本でより人口に膾炙していると思われる「グローバリゼーション」の表現を用いた。